

同一建物居住者と
同一患家



目次

- ・ 同一建物居住者とは
- ・ 同一建物居住者に該当しないケース
- ・ 算定例
- ・ 同一建物居住者として扱われる施設・サービスの利用者
- ・ 同一患家とは
- ・ 算定例
- ・ 同一建物内に同一患家がある場合



同一建物居住者とは

同じ施設やマンションなどの集合住宅に2人以上の患者がいて、それらの患者に対して同じ日に訪問診療を行った場合には「同一建物居住者」のルールが適応されます。

同一建物居住者に該当しない ケース

- 往診を実施した患者
- 末期がんと診断された後に、訪問診療を開始した日から60日以内の患者
- 死亡日から遡って30日以内の患者
- 同一敷地や隣接地に集まった建物の各棟
- 渡り廊下でつながった建物





算定例

DマンションにAさん、Bさん、Cさんという患者がいる場合

2月1日に3人に訪問診療を行った場合

Aさん・Bさん・Cさんは「同一建物居住者」となる

在宅訪問診療料Ⅰの1 同一建物居住者の場合 213点

(在宅訪問診療料Ⅰの2 同一建物居住者の場合 187点)

算定例

DマンションにAさん、Bさん、Cさんという患者がいる場合

3人とも別々の日に訪問診療を行った場合

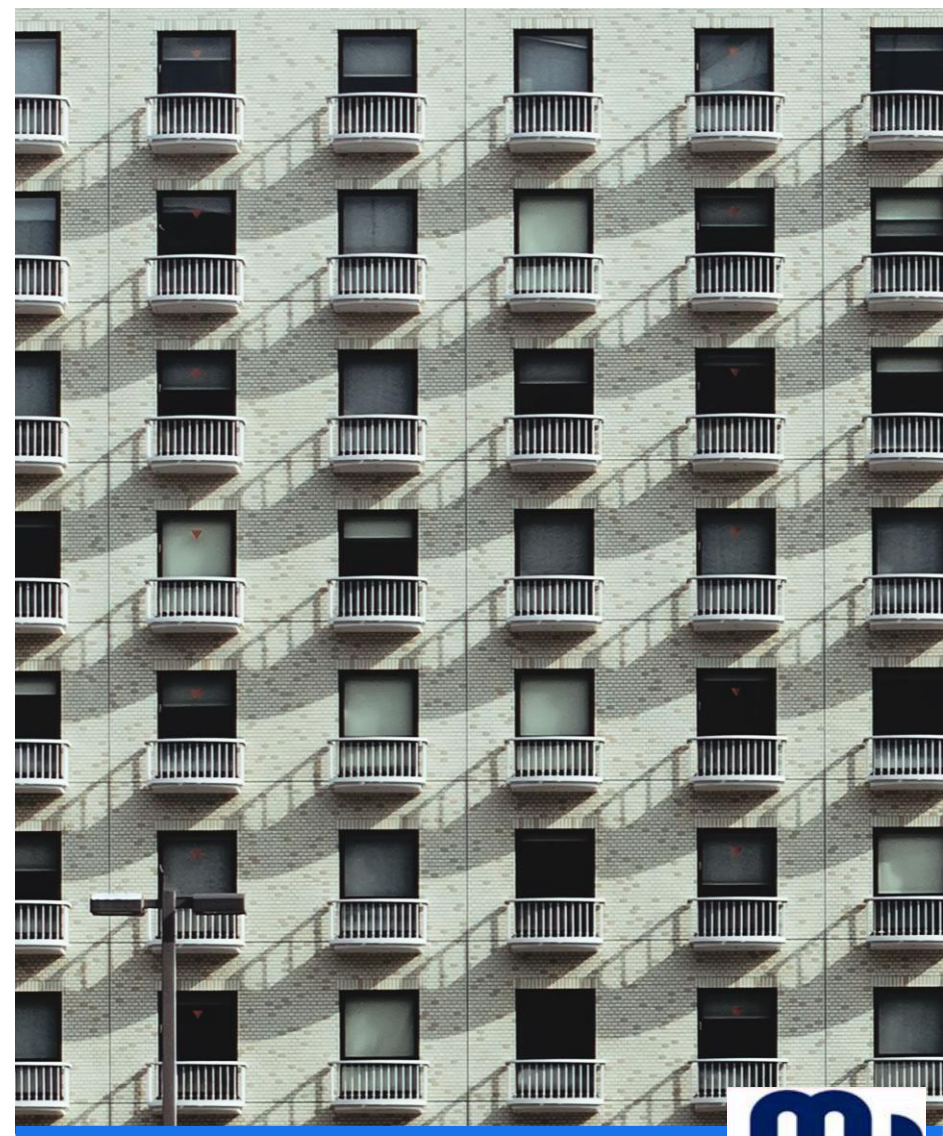
「同一建物居住者」のルールは適応されない

在宅患者訪問診療料 I の 1 同一建物居住者以外の場合

888点

(在宅患者訪問診療料 I の 2 同一建物患者以外の場合

884点)



算定例

DマンションにAさん、Bさん、Cさんという患者がいる場合

2月1日 Aさんに往診、Bさん、Cさんに訪問診療を行った場合

Aさん：往診料を算定

Bさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者の場合 213点 を算定

Cさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者の場合 213点 を算定





算定例

DマンションにAさん、Bさん、Cさんという患者がいる場合

2月1日 Aさんが1か月前に末期の悪性腫瘍と診断され、3人に訪問した場合

Aさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者以外の場合 888点 を算定

Bさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者の場合 213点 を算定

Cさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者の場合 213点 を算定

算定例

DマンションにAさん、Bさん、Cさんという患者がいる場合

2月1日 Aさん、Cさんに訪問診療、Bさんに往診を行ったが、それから10日後にAさんが亡くなった場合

Aさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者以外の場合 888点 を算定

Bさん：往診料

Cさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者以外の場合 888点 を算定





算定例

DマンションにAさん、Bさん、Cさんという患者がいる場合

2月1日 Dマンション1棟に住むAさん、2棟に住むBさん、Cさんに訪問診療をした場合

Aさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者以外の場合 888点 を算定

Bさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者の場合 213点 を算定

Cさん：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者の場合 213点 を算定



同一建物居住者として扱われる 施設・サービスの利用者

- ・ マンションなどの集合住宅
- ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 短期入所生活介護（介護予防含む）
- ・ グループホーム（介護予防含む）
- ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む・宿泊サービス利用時に限る）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（介護予防含む・宿泊サービス利用時に限る）

同一患家とは

同じ家（同じ1つの世帯）に2人以上の患者がいる場合（例えば、同じ家に住む夫と妻、親と子がそろって患者という場合）に適応されるルールです。

また、有料老人ホーム等でも夫婦同室等の場合は同一患家とみなされます。



算定例

2月1日にAさん夫婦に訪問診療を行った場合

夫（1人目としてカウント）：在宅患者訪問診療料（同一建物居住者以外の場合）を算定

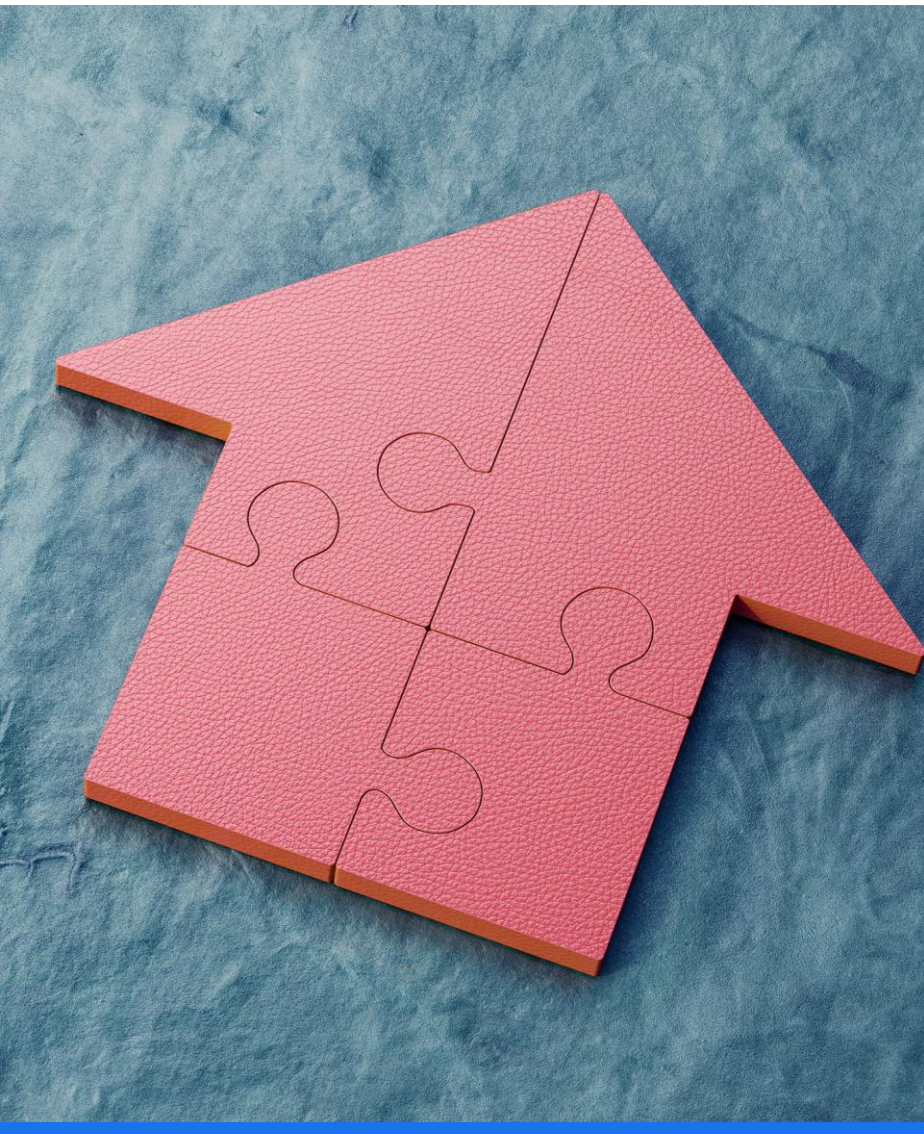
妻（2人目以降としてカウント）：初・再診料を算定（2人目以降は在宅患者訪問診療料を算定できない）

2月1日にAさん夫婦に往診を行った場合

夫（1人目としてカウント）：往診料＋再診料を算定

妻（二人目以降としてカウント）：初・再診料のみ算定（2人目以降は往診料を算定できない）





同一建物内に同一患家がある場合

例えば、AマンションにBさん宅とCさん宅があり、BさんCさんともに夫婦で同じ医療機関から訪問診療を受けているとします。

この場合、同一建物居住者のルールが優先される場合・同一患家のルールが適応される場合・同一建物居住者のルールが適応される場合があります。

同一建物期居住者のルール が優先される場合



2月1日 Bさん夫婦、Cさん夫婦に訪問診療を行った場合

Bさん夫：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

(同一建物居住者の場合)2 1 3点を算定

Bさん妻：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

(同一建物居住者の場合)2 1 3点を算定

Cさん夫：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

(同一建物居住者の場合)2 1 3点を算定

Cさん妻：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

(同一建物居住者の場合)2 1 3点を算定

同一患家のルールが適応される 場合

2月1日 Bさん夫婦のみ訪問診療を行った場合

夫(1人目としてカウント)

在宅患者訪問診療料Ⅰの1同一建物居住者以外の場合

888点を算定

妻(2人目以降としてカウント)

初・再診料を算定





同一建物居住者のルールが適応される場合

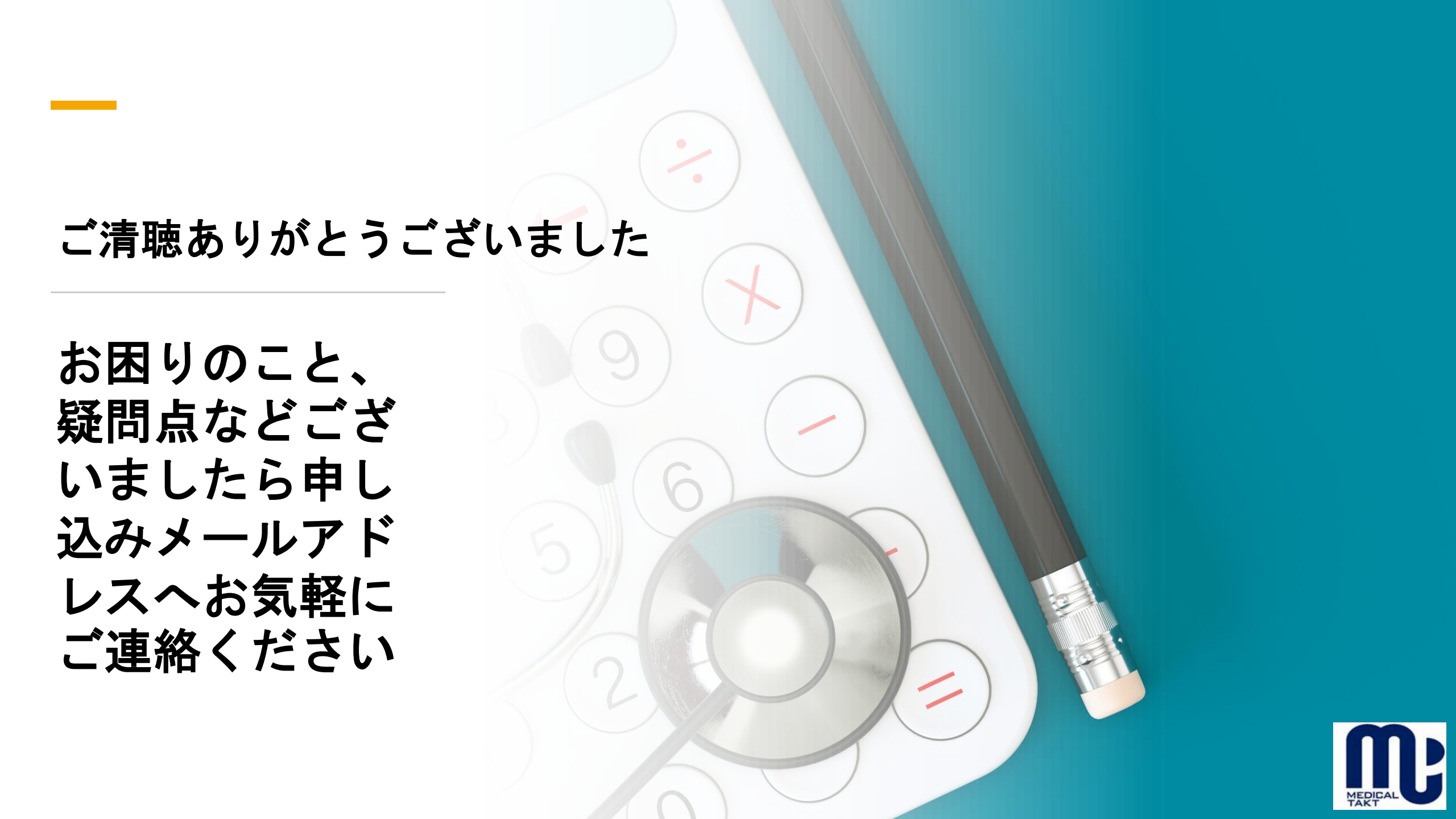
2月1日 Bさんの夫とCさんの夫に訪問診療を行った場合

Bさん夫：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者の場合 213点を算定

Cさん夫：在宅患者訪問診療料Ⅰの1

同一建物居住者の場合 213点を算定



ご清聴ありがとうございました

お困りのこと、
疑問点などございましたら申し
込みメールアドレスへお気軽に
ご連絡ください